

令和 7 年 9 月

第 2 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 予算 >

議案第 7 2 号 令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

< 条例 >

議案第 7 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 7 4 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 5 号 尼崎市子どもサポート基金条例について

< その他 >

議案第 7 6 号 令和 6 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 7 7 号 令和 6 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 7 8 号 令和 6 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 7 9 号 令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 0 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）

議案第 8 1 号 市道路線の認定について

議案第 8 2 号 物件の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）

議案第 8 3 号 物件の買入れについて（高規格救急自動車）

議案第 8 4 号 物件の買入れについて（救助工作車）

予 算

議案第 7 2 号

令和 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 2 9, 9 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 8, 3 9 0, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		64,595,265	9,835	64,605,100
	10 国庫補助金	11,515,765	9,835	11,525,600
55 寄付金		315,892	10,000	325,892
	05 寄付金	315,892	10,000	325,892
65 繰越金		638,063	1,465,478	2,103,541
	05 繰越金	638,063	1,465,478	2,103,541
70 諸収入		11,464,926	3,544,599	15,009,525
	25 収益事業収入	421,254	3,544,599	3,965,853
歳入合計		243,360,954	5,029,912	248,390,866

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		21,122,220	4,994,586	26,116,806
	05 総務管理費	16,510,727	4,994,586	21,505,313
15 民生費		123,988,538	16,270	124,004,808
	10 児童福祉費	41,584,566	16,270	41,600,836
40 土木費		21,098,047	15,500	21,113,547
	30 都市計画費	5,879,596	15,500	5,895,096
50 教育費		22,834,068	3,556	22,837,624
	35 社会教育費	952,784	3,556	956,340
歳出合計		243,360,954	5,029,912	248,390,866

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合文化センター耐震化事業	令和12年度	11,260,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

40 国庫支出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	64,595,265	9,835	64,605,100			
10 項 国庫補助金	11,515,765	9,835	11,525,600			
10 目 総務費補助金	4,624,433	6,270	4,630,703	デジタル基 盤改革支援 補助金	6,270	○（総務局） 補助率 10／10 「自治体情報システムの標準化・共通化」 に関連する「子どもの育ち支援システム」 の改修に伴う補正 6,270
40 目 土木費補助金	3,466,987	3,565	3,470,552	社会資本整 備総合交付 金	3,565	○（都市整備局） 都市計画 2.3／10 不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の申 請件数の増が見込まれることに伴う補正 3,565

歳 入
55 寄 付 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	315,892	10,000	325,892			
05 項 寄 付 金	315,892	10,000	325,892			
15 目 民生費寄付金	84,874	10,000	94,874	民生費寄付金	10,000	○ (こども青少年局) 子どもサポート基金寄付金 10,000 寄付の開始に伴う補正

議 72-8

歳入
65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	638,063	1,465,478	2,103,541			
05 項 繰越金	638,063	1,465,478	2,103,541			
05 目 繰越金	638,063	1,465,478	2,103,541	繰越金	1,465,478	○（資産統括局） 補正財源として繰越金を補正 1,465,478

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	11, 464, 926	3, 544, 599	15, 009, 525			
25 項 収益事業収入	421, 254	3, 544, 599	3, 965, 853			
15 目 競艇場事業収入	320, 000	3, 544, 599	3, 864, 599	競艇場事業 収入	3, 544, 599	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 3, 544, 599 分利益剰余金の処分に伴う補正

議 72-10

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	21, 122, 220	4, 994, 586	26, 116, 806	特定財源 0 一般財源 4, 994, 586			
05 項 総務管理費	16, 510, 727	4, 994, 586	21, 505, 313	特定財源 0 一般財源 4, 994, 586			
55 目 財産管理費	2, 357, 033	4, 994, 586	7, 351, 619	一般財源 4, 994, 586	24 積 立 金	4, 994, 586	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 1, 405, 000 決算剰余金の 2 分の 1 以上に相当する額の積 立に伴う補正 ○ 減債基金積立金 44, 987 令和 6 年度に積立ができなかった不動産売払 収入の積立に伴う補正 ○ 公共施設整備保全基金積立金 3, 544, 599 競艇場事業収入の積立に伴う補正

歳 出
15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民 生 費	123,988,538	16,270	124,004,808	特定財源 16,270 一般財源 0			
10 項 児童福祉費	41,584,566	16,270	41,600,836	特定財源 16,270 一般財源 0			
05 目 児童福祉総 務費	23,984,836	16,270	24,001,106	国庫支出金 6,270 その他 10,000	12 委 託 料	6,270	○ 子どもサポート基金積立金（こども青少年局 10,000 ） 子どもサポート基金への寄付金の積立に伴う 補正 ○ 子どもの育ち支援センター運営事業費 6,270 「自治体情報システムの標準化・共通化」に 関連する「子どもの育ち支援システム」の改 修に伴う補正
					24 積 立 金	10,000	

議72-12

歳 出
40 土 木 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土 木 費	21,098,047	15,500	21,113,547	特定財源 3,565 一般財源 11,935			
30 項 都市計画費	5,879,596	15,500	5,895,096	特定財源 3,565 一般財源 11,935			
05 目 都市計画総 務費	897,588	15,500	913,088	国庫支出金 3,565 一般財源 11,935	18 負担金、補 助及び交付 金	15,500	○ 空家対策推進事業費（都市整備局） 15,500 不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の申請 件数の増が見込まれることに伴う補正

歳 出
50 教 育 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教 育 費	22,834,068	3,556	22,837,624	特定財源 0 一般財源 3,556			
35 項 社会教育費	952,784	3,556	956,340	特定財源 0 一般財源 3,556			
18 目 歴史博物館 費	88,312	3,556	91,868	一般財源 3,556	24 積 立 金	3,556	○ 文化財保存活用基金積立金（教育委員会事務局） 令和6年度に積立ができなかった寄付金の積立に伴う補正

議72-14

2 債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 額		令和7年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
						特 定 財 源			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	その他		
総合文化センター耐震化事業	11,260,000			令和12年度まで	11,260,000	1,144,780	7,134,200	1,482,300	1,498,720	

条 例

議案第 73 号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 6 号中「ため」を「ため管理者が別に定める 1 年の期間ごとに管理者が別に定める範囲内において」に、「一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

（尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に、「及び第 2 項の」を「、第 2 項（第 1 号を除く。）、第 3 項及び第 5 項の」に改める。

第 15 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 16 条を次のように改める。

（第 1 号部分休業の承認）

第 16 条 第 1 号部分休業（法第 19 条第 1 項の規定により同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内でその承認を請求する部分休業（同条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

の承認は、次に掲げる職員の区分に応じ当該号に定める時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

(1) 特定非常勤職員以外の職員 1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるとときは、2時間）を減じて得た時間）

(2) 特定非常勤職員 1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間

第18条を第24条とする。

第17条第3項中「請求」の次に「、第2項申出及び第3項変更」を加え、「、部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに部分休業をしようとする日及び時間帯を明らかにして」を削り、同条を第23条とし、第16条の次に次の6条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条 第2号部分休業（法第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内でその承認を請求する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該号に定める時間について行うことができる。

(1) その割り振られた1日の勤務時間に分を単位とした時間がある場合において、その分を単位とした時間がある当該勤務時間の全ての時間について当該承認の請求があったとき 当該時間

(2) 第2号部分休業の残時間（第19条各号に掲げる職員の区分に応じ当該号に定める時間から現に第2号部分休業が承認されてい

る時間を減じて得た時間をいう。以下同じ。)に1時間未満の端数がある場合において、その1時間未満の端数がある当該残時間の全ての時間について当該承認の請求があったとき 当該時間
(第1号部分休業又は第2号部分休業の選択に係る1年の期間)

第18条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(第2号部分休業の上限時間)

第19条 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該号に定める時間とする。

(1) 特定非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 特定非常勤職員 その職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間

(第2項申出等の内容を変更することができる特別の事情)

第20条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)(同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。))があったときは、直近の第3項変更)の際に予測することができなかった事実が生じたことにより部分休業の種別(第1号部分休業又は第2号部分休業の別をいう。)の変更をしなければその事実が生じた職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 特定非常勤職員以外の職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 特定非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、特定非常勤職員以外の職員との権衡

その他の事情を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第２２条 法第１９条第６項において準用する法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（尼崎市職員の修学部分休業に関する条例及び尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第３条 次に掲げる条例の規定中「をする」を「（同条第２項第１号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）をする」に改める。

(1) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成３１年尼崎市条例第６号）第２条第２項

(2) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年尼崎市条例第３６号）第２条第２項

付 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第２条の規定による改正後の尼崎市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１５条第２号に規定する特定非常勤職員以外の職員（改正後の条例第１条に規定する職員をいう。）が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第１項の規定により同条第２項第２号に掲げる範囲内でこの条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業（同条第１項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合における改正後の条例第１９条（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「７７時間３０分」とあるのは、「３８時間４５分」とする。

（説 明）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 74 号

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年尼崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「1, 742 円 62 銭」を「1, 744 円 95 銭」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 6 月 8 日から適用する。

（選挙業務に係る特殊勤務手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された選挙業務に係る特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による選挙業務に係る特殊勤務手当の内払とみなす。

（説 明）

選挙業務に係る基本手当額を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 75 号

尼崎市子どもサポート基金条例について

尼崎市子どもサポート基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市子どもサポート基金条例

(設置)

第 1 条 尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 21 年尼崎市条例第 41 号）

第 2 条第 8 号に規定する要支援の状態にある子ども（同条第 1 号に規定する子どもをいう。以下同じ。）その他の困難な問題を抱える子ども（市長が別に定める者を含む。）に対する支援及び当該支援を円滑に実施するための環境の整備（以下「支援等」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市子どもサポート基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 支援等に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市子どもサポート基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 76 号

令和 6 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	1, 150, 148, 114 円
2 処分方法及び処分数額	
(1) 建設改良積立金の積立て	850, 148, 114 円
(2) 資本金への組入れ	300, 000, 000 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 77 号

令和 6 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1	当年度未処分利益剰余金	7 2 3 , 9 0 1 , 2 4 9 円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	3 9 7 , 3 5 2 , 0 1 5 円
(2)	資本金への組入れ	3 2 6 , 5 4 9 , 2 3 4 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 78 号

令和 6 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 6 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

	尼崎市長	松	本	眞
1 当年度未処分利益剰余金	1,	846,	064,	174 円
2 処分方法及び処分数額				
(1) 建設改良積立金の積立て		846,	064,	174 円
(2) 資本金への組入れ	1,	000,	000,	000 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 79 号

令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰 余金の処分について

令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1	当年度未処分利益剰余金	12,038,439,796 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	700,000,000 円
(2)	一般会計繰出金	3,544,598,473 円
(3)	資本金への組入れ	2,427,554,669 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 80 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
保証債務履行請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告
尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人 A

同

個人 B

同

個人 C

同

個人 D

同

個人 E（個人 A の連帯保証人）

同

個人 F（個人 C の連帯保証人）

- 4 事件の概要 (1) 建物明渡し等請求事件

ア 原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人 A 及び個人 B に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告らはこれに応じ

ないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「住宅使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

イ 原告本市は、本市住宅に併置している店舗（以下「本市店舗」という。）の賃借人たる被告個人Cに対して、再三にわたり滞納店舗賃料を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納店舗賃料の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市店舗の明渡し及び当該明渡しに至るまでの店舗賃料の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「店舗使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

ウ 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人Dに対して、再三にわたり迷惑行為の是正を求めたが、同被告はこれに応じないので、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの住宅使用損害金その他滞納家賃の支払の判決を求めるもの

(2) 保証債務履行請求事件

ア 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人Aが負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告個人Eに対して、再三にわたり被告個人Aが支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告個人Eはこれに応じないので、当該滞納家賃及び被告個人Aに係る賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡しに至るまでの住宅使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

イ 原告本市は、本市店舗の賃借人たる被告個人
Cが負うべき店舗賃料債務等の連帯保証人である
被告個人Fに対して、再三にわたり被告個人
Cが支払うべき滞納店舗賃料の額に相当する額
の金員を支払うよう求めたが、被告個人Fはこ
れに応じないので、当該滞納店舗賃料及び被告
個人Cに係る賃貸借契約の解除に伴う本市店舗
の明渡しに至るまでの店舗使用損害金の額に相
当する額の金員の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 8 1 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
藻川自転車歩行者専用道第 5 号線	東園田町 8 丁目 2 4 番 1
	東園田町 8 丁目 7 8 番 1

(説 明)

堤防天端道路の整備に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 藻川自転車歩行者専用道第 5 号線

以上の路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 82 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため |
| 2 | 買入れの物件 | 小型動力ポンプ積載車 3 台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 63,525,000 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 鳥取市古海 356 番地 1 |

株式会社吉谷機械製作所

取締役社長 吉 谷 勇一郎

(説 明)

小型動力ポンプ積載車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 8 3 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、災害等による傷病者の搬送を迅速かつ的確に行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 高規格救急自動車 2 台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 6 9 , 0 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号
兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
所長 白 根 浩 司 |

(説 明)

高規格救急自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 8 4 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 救助工作車 1 台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 2 3 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 大阪市淀川区西宮原 2 丁目 1 番 3 号 S O R A 新
大阪 2 1 ・ 1 4 0 1 室
キンパイ商事株式会社
代表取締役 山 本 日出男 |

(説 明)

救助工作車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

